

# 電波法に基づく 特定無線設備 基準認証制度マニュアル（案）

Manual for Technical Regulations Conformity  
Certification System of Specified Radio Equipment  
based on Radio Act

黒字：現行の規定振り

青字：現行の章節（項目）の表現・内容を加筆修正した箇所

橙字：新たに章節（項目）を立てて加筆した箇所

総 務 省

Ministry of Internal Affairs and Communications  
J A P A N

# はじめに

電波法に基づく特定無線設備に対する基準認証制度は、電波の混信の防止、無線局の免許手続き簡素化等に大きな役割を果たしてきた。

特定無線設備は、機器の部品の小型化や機能の多様化といった技術革新や製品流通のグローバル化の進展に伴い、最新技術や利用形態等に対応した技術基準の策定・改正がなされており、今日では多種多様な機器が日本国内で流通し使用されるようになってきている。

このような動向にあわせて、我が国は、海外との円滑な特定無線設備等の流通を促進する観点から、欧州、シンガポールと相互承認協定（以下「MRA」という。）を締結し、平成16年には、複雑な構成をもつ無線機器も免許手続き簡素化のため技術基準適合証明等ができるよう国内の基準認証制度を改正した。この時期、電気通信機器基準認証マニュアル（以下「基準認証マニュアル」という。）が作成・公表された。（MRA：Mutual Recognition Agreement）

今日、2.4GHz帯無線LANやBluetoothなどを搭載したスマートフォンやWi-Fiなどの特定無線設備が飛躍的に発展し急速にグローバル化してきており、無線LAN等の欧米基準の試験データの活用に関する要望もあがってきた。

このような状況を踏まえ、総務省では、令和4年3月、我が国の登録証明機関における無線LAN等の欧米基準試験データの活用の在り方を具体的に検討することを目的に、「無線LAN等の欧米基準試験データの活用の在り方に関する検討会」を開催した。また、同年6月に閣議決定された規制改革実施計画には、同検討会での議論を踏まえて、「イノベーション促進に向けた日本の技術基準適合証明の見直し」が盛り込まれた。

同検討会では、我が国の無線LAN等に関する現状、欧米基準試験データの活用状況、当該試験データを活用した認証の効率化、登録証明機関による当該試験データの活用促進等につき議論が行われ、令和5年3月に、基準認証マニュアルのうち、電波法に基づく特定無線設備に関する部分のマニュアルのアップデートを求める報告書を取りまとめた。

本マニュアルのアップデートにあたっては、スタートアップ事業者等初めて認証の申込みを行う方々が基準認証制度全般の仕組みや手続きを分かりやすく理解できるよう内容を充実化した。また、登録証明機関毎の不要な解釈の差異が生じないように法令上の規定の考え方を明確化し、登録証明機関などで作成されていたガイドラインを公表した。加えて、総務省電波利用ホームページの基準認証制度のよくある質問の内容を充実した。

今回アップデートしたマニュアルは、上述の経緯、趣旨等を踏まえてアップデートされたものであり、基準認証制度の理解の一助となることが期待されるものである。また、上述の規制改革実施計画の規制改革の内容のひとつであり、今後、登録証明機関等で作成される2.4GHz帯無線LAN等の欧米基準試験データ活用ガイドラインと併せて、参考資料として活用していただきたい。

令和5年3月 総務省総合通信基盤局  
電波部電波環境課 認証推進室

# 目次

本編	-----	3
第1章 基準認証制度	-----	4
1 基準認証制度の概要	-----	4
2 電波法における基準認証制度の概要	-----	4
3 MRA法における基準認証制度の概要	-----	9
第2章 登録証明機関による技術基準適合証明等の手続	-----	11
1 証明等の手続	-----	11
2 証明等を受けた後の手続	-----	19
3 事後措置	-----	23
第3章 特定無線設備の特性試験の試験方法	-----	26
第4章 基準認証制度における認証取扱業者の義務	-----	27
1 工事設計合致義務の担保	-----	27
2 工事設計合致義務を履行するための表示	-----	28
第5章 基準認証制度に関するQ & A	-----	32
附録	-----	33
1 無線設備	-----	34
2 技術基準	-----	36
3 特定無線設備一覧	-----	39

# 本編

本編では、スタートアップ事業者等初めて認証の申込みを行う方々に対して、基準認証制度の仕組みや手続を分かりやすく説明した。

また、登録証明機関毎の不要な解釈の差異が生じないように法令上の規定の考え方を明確化し、登録証明機関などで作成されたガイドラインを公表した。

# 第1章 基準認証制度

## 1 基準認証制度の概要

- 基準認証制度とは、電気通信機器（端末機器及び特定無線設備）をはじめ、電気用品、医薬品など様々な分野の製品について、消費者保護や使用にあたっての手續の簡素化、取引の効率化等を目的として、遵守すべき技術基準を設定し、各製品がその基準を満たしているかどうかを確認する制度である。
- 遵守すべき技術基準や認証の手續きは法令で定められ、基準を満たさない製品の流通、使用を事前に防ぐことができる仕組みとなっている。また、万一基準に適合しない製品の流通、使用が発生した場合、改善命令や回収命令等の事後措置を定めているものもある。
- 電気通信ネットワークは、国民生活や社会経済活動に必要不可欠なサービスを提供するものであり、災害発生時には、緊急連絡手段としてライフラインの役割を担うものである。特に、電波は、電気通信サービスの提供だけでなく、船舶・航空機の航行の安全、警察、防衛等の社会秩序の維持等広範な役割を担うものである。
- この電気通信ネットワークに技術基準に適合しない電気通信機器が使用されると、電気通信ネットワークへの損傷や無線通信への混信・妨害等が発生し、重要通信や企業活動、国民の生命・安全等に支障を及ぼすおそれがある。そのため、電気通信機器の技術基準を定め、個々の機器が基準に適合していることを法令に基づいて確実に担保することが必要である。
- 我が国においては、端末機器の基準認証制度については「電気通信事業法（以下「事業法」という。）」において、無線設備の基準認証制度については「電波法」において、国の認証制度として制定されている。
- なお、グローバルな市場競争及び流通の促進を目的に、日本と欧州連合加盟各国、シンガポール、アメリカ合衆国との間で特定の電気通信機器を輸出入する場合、「特定機器に係る適合性評価手續の結果の外国との相互承認の実施に関する法律」（以下「MRA法」という。）に基づき、輸出側の国において行われた基準適合性評価手續の結果を輸入側の国において受け入れる制度が設けられている。

## 2 電波法における基準認証制度の概要

### (1) 電波監理の必要性

- 電波については、次の性質より、利用にあたって一定の規律が求められている。
  - ・ 周波数資源の有限性  
電波は、有限希少な国民共有の資源であることから、利用にあたっては優先度の高いものから順に分配する必要がある。
  - ・ 電波の空間占有性  
電波は、共通の空間に発射されるものであり、混信が生じる性質を持つことから、利用にあたっては周波数や使用場所を適切に選択する必要がある。

・電波の国際性

電波は、人為的に定めた国境等に制約されることなく伝搬する性質を持つことから、利用にあたっては国際的な取り決めや調整が必要になる。

・通信の統一性の保持

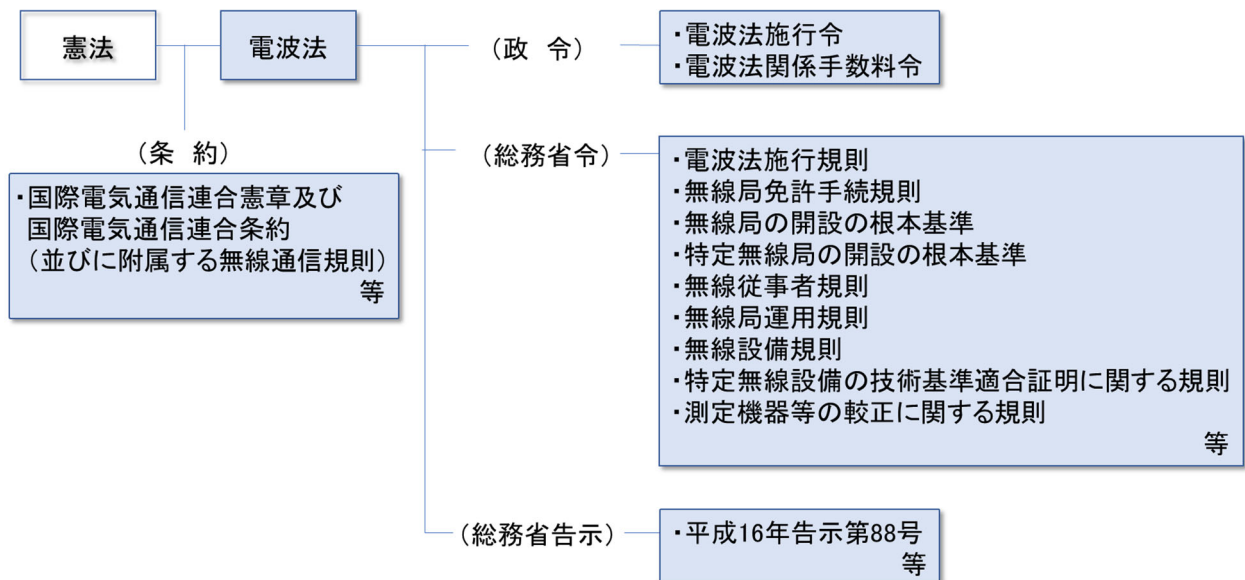
電波を利用した通信では、通信を可能にするために送信側と受信側の技術上、運用上の方式等を統一する必要がある。

・人命・財産の安全の確保

無線通信は、船舶や航空機にとって唯一の通信手段であることから、これら乗客、乗員の人命や財産の安全を図るためには、無線通信に関する国際的な規律が必要である。

- 電波法第1条においては、電波の公平且つ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を増進することを目的とする旨が定められており、国が電波法に基づき電波監理を実施している。

図1 電波法令の体系



## (2) 無線設備の技術基準【電波法第3章】

- 無線設備の技術基準については、
  - ・送信設備に使用する電波の周波数の偏差及び幅、高調波の強度等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない（電波法第28条）
  - ・受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度をこえて他の無線設備の機能に支障を与えるものであってはならない（電波法第29条）等と規定されており、総務省令で定める技術基準の詳細については「無線設備規則」等において定められている。

## (3) 技術基準適合証明等の手続【電波法第38条の6等】

- 特定無線設備の製造業者等からの申請を受けて、登録証明機関は、特定無線設備（又は特定無線設備の工事設計）の技術基準への適合について、特定無線設備の工事設計、試験デー

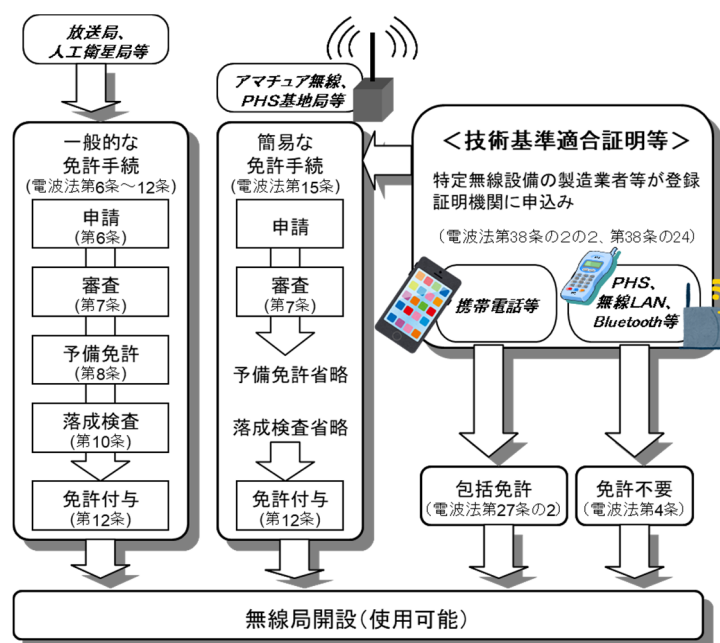
タ等をもとに審査を行う。審査の結果、適合しているときは、特定無線設備に省令で定める表示を付す（特定無線設備の工事設計認証の場合は、申請者が個々の特定無線設備に表示を付す）。

- また、技術基準適合自己確認を行おうとする者は、自ら無線設備の試験を実施し、当該無線設備の工事設計が技術基準に合致すること等を確認したとき、総務大臣に対して自己確認の届出をし、省令で定める表示を付すことが可能となる。

#### (4) 適合表示無線設備の効果（免許手続の簡素化等）

- 有限希少な資源である電波の利用は、世界的に免許制度の下で行われている。我が国においても、電波の公平かつ能率的な利用を確保する目的から、無線局の開設にあたっては、原則として総務大臣の免許を受けなければならないこととされている（電波法第4条）。
- また、無線局で使用される無線設備は、法令で定める技術基準に適合しなければならないこととなっており、免許申請の審査を行うとともに免許を付与する前に総務大臣が行う落成検査により確認している（電波法第10条）。
- 法令に従って表示を貼付された無線設備は、「適合表示無線設備」として、無線設備の種類に応じ、簡易な免許手続が可能となる等の法律上特別な地位が与えられることになる。
- 適合表示無線設備のみを使用した無線局の免許申請については、免許制度の特例措置として、落成検査が不要となる等の簡易な免許手続が可能となるとともに、無線設備の種類に応じ、包括免許の取得が可能となる場合や無線局の免許が不要となる場合がある。

図2 無線局の免許手続と技術基準適合証明等の関係



#### (5) 登録証明機関の要件【電波法第38条の3等】

- 小規模な無線局に使用するための無線設備であって総務省令で定めるもの（以下「特定無

線設備」という。)について、電波法第3章に定める技術基準に適合していることの証明の事業を行う者は、総務大臣の登録を受けることができることとし、登録の基準その他の所要の規定が設けられている。

#### **(6) 妨害等防止命令等の事後措置【電波法第38条の21等】**

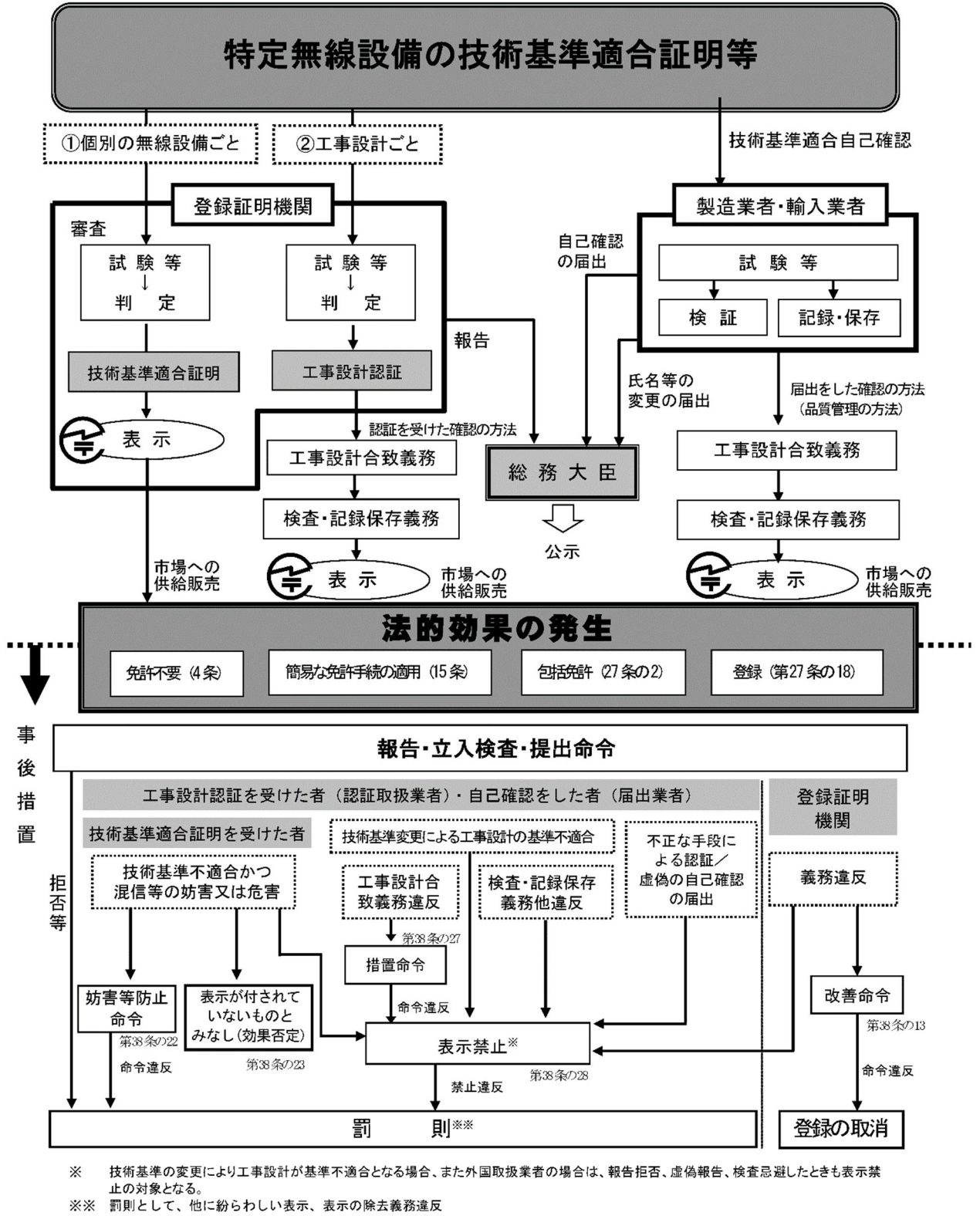
- 基準不適合機器の発生等の事態に対しては、総務大臣は、関係者に報告徴収、立入検査等を実施し、必要に応じて、特定無線設備等の提出（電波法第38条の21等）、登録証明機関による工事設計認証を受けた者（以下「認証取扱業者」という。）等に対する措置命令（電波法第38条の27等）、表示が付されていないものとみなしの処分（電波法第38条の23等）、妨害等防止命令（電波法第38条の22等）、表示の禁止命令（電波法第38条の28等）等の行政処分を行う。

#### **(7) 承認証明機関制度【電波法第38条の31等】**

- 外国の基準認証制度に基づいて当該外国において認証を行う機関が、総務大臣の承認を受けることにより、外国の製造業者等が取り扱う我が国において使用される特定無線設備の技術基準適合証明及び特定無線設備の工事設計認証を行ったとき、当該特定無線設備を我が国の技術基準適合証明を受けた適合表示無線設備として法的効果を与えることとされている。



図3 電波法の登録証明機関制度及び自己確認制度のフローチャート



### 3 MRA法における基準認証制度の概要

#### (1) 我が国から外国へ輸出する場合の認証制度

- 我が国から外国（現在は協定の相手国である欧州連合、シンガポール共和国及びアメリカ合衆国）へ輸出する電気通信機器について、相手国は、総務大臣の認定を受けた国内の認定適合性評価機関が認証した結果を、相手国内の認証を行う機関が認証したものと同等のものとして受け入れ、法的効果が与えられる。

##### ① 認定適合性評価機関

- 国内の登録証明機関は、総務大臣等により、適合性評価機関として、認定を受けることができる（MRA法第3条）。

##### ② 認定適合性評価機関による外国向け認証

- 認定適合性評価機関は、国内の製造業者等の申請を受けて、外国の法令に定める電気通信機器について、外国の法令に定める技術基準への適合について審査を行い、認証を行う（MRA法第2条）。

#### (2) 外国から我が国へ輸入される場合の認証制度

- 外国から我が国へ輸入される電気通信機器について、我が国は、外国の登録外国適合性評価機関が認証した結果を、国内の登録証明機関が認証したものと同等のものとして受け入れ、事業法、電波法における法的効果を与える。

##### ① 登録外国適合性評価機関

- 外国において認証を行う機関は、外国の指定当局により、外国適合性評価機関として登録を受けることができる（MRA法第29条）。

- 登録外国適合性評価機関は、外国の製造業者等の申請を受けて、端末機器・特定無線設備又はその設計・工事設計について事業法、電波法に定める技術基準への適合について審査を行う。審査の結果、適合していることが認証された場合、総務省令で定める表示を付す（工事設計認証の場合は、申請者が個々の端末機器、特定無線設備に表示を付す）（MRA法第31条～34条）。

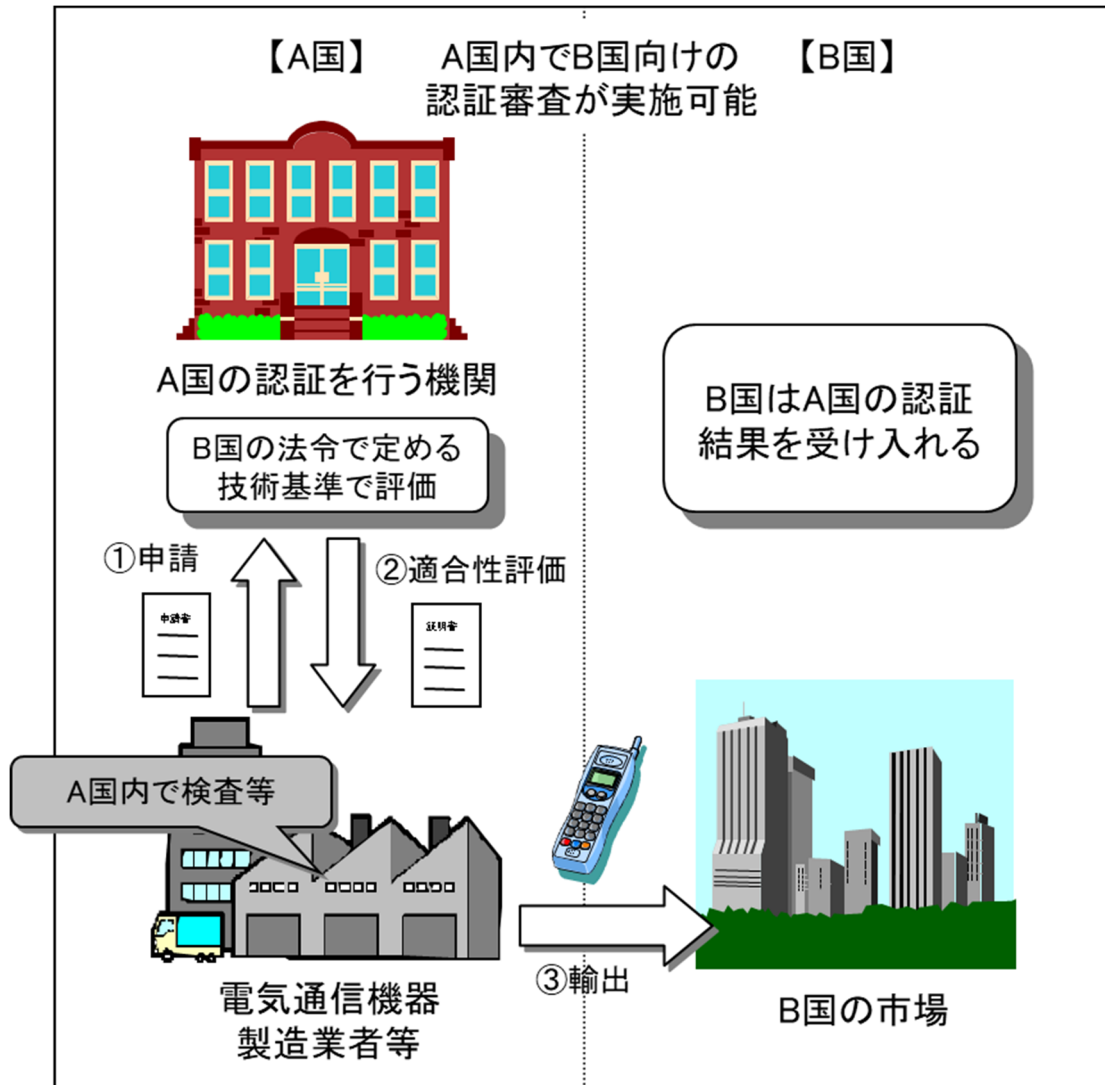
##### ② 事業法・電波法の特例

- 登録外国適合性評価機関が認証し表示が付された端末機器、特定無線設備については、登録認定機関又は登録証明機関が認証したものと同一端末機器、適合表示無線設備とみなす（MRA法第31条、33条）。

すなわち、登録外国適合性評価機関の認証を受けた端末機器は、電気通信事業者による接続検査を受けずに、電気通信ネットワークに接続することができる。また、登録外国適

合性評価機関の認証を受けた特定無線設備は、免許制度の特例措置として、簡易な免許手続き等が可能となる。

図4 相互承認の概要（A国からB国への輸出の場合）



## 第2章 登録証明機関による技術基準適合証明等の手続

### 1 証明等の手続

#### (1) 技術基準適合証明、工事設計認証の手続【電波法第38条の6、同法第38条の24】

##### ① 技術基準適合証明の手続

- 登録証明機関は、その登録に係る特定無線設備（附録の特定無線設備一覧表を参照）の技術基準適合証明を受けようとする者から求めがあった場合には、審査を行い、特定無線設備が電波法第3章に定める技術基準に適合していると認めるときに限り、技術基準適合証明を行う。
- 技術基準適合証明は、無線設備が技術基準に適合しているか否かについての判定を無線設備1台ごと（機種ごとではない）ごとに対して行う制度である。技術基準適合証明を受けた機器には当該機器に固有の技術基準適合証明番号が表示されることとなるため、同一の番号が表示された機器は2台以上存在しない。
- 登録証明機関に対する技術基準適合証明の求めは、誰でも行うことができる。技術基準適合証明を受けようとする者は、登録証明機関に対して、証明を受けようとする特定無線設備（以下「申込設備」という。）の工事設計書を提出しなければならない。なお、無線設備の工事設計書の様式は、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（以下「証明規則」という。）別表第2号で定められている。

##### ② 工事設計認証の手続

- 登録証明機関は、特定無線設備を取り扱うことを業とする者から求めがあった場合には、その特定無線設備を、電波法第3章に定める技術基準に適合するものとして、その工事設計（当該工事設計に合致することの確認の方法を含む）について認証（以下「工事設計認証」という。）する。
- 工事設計認証は、無線設備が技術基準に適合しているか否かの判定について、無線設備の工事設計（設計図、タイプ）及び業者の無線設備の取扱い段階の品質管理方法を対象として行う認証である。将来その設備が生産等される予定の「設計図」と、設計図どおりに適切に生産等が行われることを確保する「品質管理」を対象として認証するものであり、無線設備の個別の機器ごとに対して行う技術基準適合証明とは異なる。
- 登録証明機関に対する工事設計認証の求めは、特定無線設備の製造、販売、輸入等の取扱いを行う業者であれば行うことができるが、一般個人が業としてではなく自分で使用するための無線設備について工事設計認証を求めることはできない。
- 工事設計認証を受けようとする者は、登録証明機関に対して、認証を受けようとする申

込設備の工事設計書を提出しなければならない。無線設備の工事設計書の様式は、証明規則別表第2号で定められている。

- なお、申込者と登録証明機関との間では、具体的な審査に先立ち、申込設備の想定利用者のニーズと当該申込設備の工事設計に齟齬がないかについて確認し合うことが望ましい（技術基準適合証明等を受けた後で、無線設備の利用者が無線局免許の取得の際に工事設計上の問題に気づく事案が発生している）。

### ③提出が必要な書類

- 技術基準適合証明及び工事設計認証を受けるに際して登録証明機関に提出が必要な書類等は、次の表のとおり。

提出が必要な書類等	技術基準適合証明	工事設計認証
工事設計書 (証明規則別表第2号)	要	要
無線設備系統図 (工事設計書の添付図面)	要	要
部品の配置及び外観を示す 写真又は図 (寸法を記入したもの)	一部要 ※設備の開閉が困難な場合	一部要 ※設備の開閉が困難な場合
確認方法書 (証明規則別表第4号)	不要	要
申込設備	要 ※外部試験結果を活用する 場合は特性試験結果の書類 が必要	要 ※外部試験結果を活用する 場合は特性試験結果の書類 が必要
その他、登録証明機関が求め る書類等 (申込書、申込設備の取扱説 明書など)	要	要

- 工事設計書は証明規則別表第2号で次のとおり様式が定められている。

(次に示す様式は、2.4GHz帯無線LAN、特定小電力無線局等で使用されるもの。特定無線設備の種別に応じて様式が異なるので留意が必要である。)

工 事 設 計 書			
1	通信方式		
2 送 信 機	(1) 定格出力		(2) 発射可能な電波の 型式及び周波数の範 囲
	(3) 発 振		
	(4) 変 調		
3	製造者名等	製造者名	型式又は名称
			製造番号
4	空中線	(1) 型式及び構成	(2) 利 得
5	附属装置等の種類及び 型式又は名称		

6	その他の工事設計	(1)
		(2) 電波法第3章に規定する技術基準適合性の確認 <input type="checkbox"/> 申込設備に関し、1の欄から5の欄までの記載事項以外の工事設計について、電波法第3章に規定する技術基準に適合していることを確認した。  (3) 同一の筐体に収められた他の無線設備の申告 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> ①適合表示無線設備 (番号及び種別： ) <input type="checkbox"/> ②微弱無線設備 <input type="checkbox"/> ③同時申込の無線設備 <input type="checkbox"/> ④上記①～③以外の無線設備  (4) 電波の発射範囲の確認 <input type="checkbox"/> 同一の筐体に収められた全ての無線設備に関し、申込設備及び上記(3)①～③で申告した無線設備の工事設計の範囲外の電波を発射しないことを確認した。
7	添付図面	無線設備系統図
8	参考事項	無線設備の型式又は名称

○ 上記の様式中「6 その他の工事設計」の欄では、申込設備が工事設計範囲外の他の無線設備により電波を発射しないことを確認し、その旨を記載する必要がある。すなわち、工事設計認証を受けようとする無線設備は電波発射可能な周波数全てについて工事設計書に記載のうえ申込する必要がある。申込設備が一部でも日本の技術基準に適合しない電波発射をすることがあれば、工事設計認証を受けることはできない。また、「申込設備が工事設計範囲外の他の無線設備が電波を発しないことを確認した」にもかかわ

らず、その電波を発射することができる状態であった場合は、工事設計合致義務違反となることから注意が必要である。

## **(2) 技術基準適合証明、工事設計認証の審査【電波法第 38 条の 6、同法第 38 条の 8、同法第 38 条の 24】**

### **① 技術基準適合証明の審査**

- 登録証明機関は、技術基準適合証明の求めがあった場合には、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく審査を行わなければならない。
- 審査は、総務省令で定める方法で登録証明機関の責任により、次のとおり行う。
  - ・ 工事設計の審査（証明規則別表第 1 号 1(1)）

申込設備の工事設計書に記載された内容が技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。
  - ・ 対比照合審査（証明規則別表第 1 号 1(2)及び 3）

申込設備とその工事設計書に記載された内容とを対比照合する。ただし、申込設備の写真等（特定無線設備の部品の配置及び外観を示す写真又は図であって寸法を記入したもの）が提出された場合、当該写真等と工事設計書との対比照合により審査を行うことができる。
  - ・ 特性試験（証明規則別表第 1 号 1(3)及び 3）

申込設備について証明規則別表第 1 号 1(3)ア～ウに従って試験を行い、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

なお、この試験において、登録証明機関は申込者から申込設備の特性試験を外部の試験所等で実施し外部試験データに関する書類の提出があった場合には、それらの書類により審査することができる。この場合の書類は次のとおり。（（3）「外部試験データの受入れ」参照）

    - ・ 当該試験が「電波法第 24 条の 2 第 2 第 4 項第 2 号の較正等を受けた測定器等を使用して試験を行ったもの」であり、「証明規則別表第 1 号 1(3)に規定する特性試験の方法に従って行ったもの」であることを示す書類
    - ・ 当該試験の結果を記入した書類

### **② 工事設計認証の審査**

- 登録証明機関は、工事設計認証の求めがあった場合には、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく審査を行わなければならない。
- 審査は、総務省令で定める方法で登録証明機関の責任により、次のとおり行う。

なお、この審査は、技術基準に適合することの審査と、生産等される無線設備が工事設計に合致することの審査の二つに大別される。前者の審査では、工事設計の審査、対比照合審査、特性試験を実施する。後者の審査では、確認の方法の審査を実施する。

  - ・ 工事設計の審査（証明規則別表第 3 号 1）

申込設備の工事設計書に記載された工事設計の内容が技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

・ 対比照合審査（証明規則別表第3号2）

申込設備とその工事設計書に記載された内容とを対比照合する。ただし、申込設備の写真等（特定無線設備の部品の配置及び外観を示す写真又は図であって寸法を記入したもの）が提出された場合、当該写真等と工事設計書との対比照合により審査を行うことができる。

・ 特性試験（証明規則別表第3号2）

申込設備について証明規則別表第1号1(3)ア～ウに従って試験を行い、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

なお、この試験において、登録証明機関は申込者から申込設備の特性試験を外部の試験所等で実施し外部試験データに関する書類の提出があった場合には、それらの書類により審査することができる。この場合の書類は次のとおり。（（3）「外部試験データの受入れ」参照）

- ・ 当該試験が「電波法第24条の2第2第4項第2号の較正等を受けた測定器等を使用して試験を行ったもの」であり、「証明規則別表第1号1(3)に規定する特性試験の方法に従って行ったもの」であることを示す書類
- ・ 当該試験の結果を記入した書類

・ 確認の方法の審査（証明規則別表第3号3）

申込者は、申込設備がその工事設計に合致することを確認する方法に係る証明規則別表第4号に掲げる事項を記載した書類（以下「確認方法書」という。）を提出しなければならない。

○ 登録証明機関は、確認方法書に必要事項が網羅されているかどうか（記載された特定無線設備の取扱いに係る工場等の全部が証明規則別表第4号に掲げる事項のすべてに適合していることを証するものであるかどうかも含む）の審査を行う。

○ 確認方法書の記載事項としては、証明規則別表第4号において次の内容が定められている。

事項	記載内容
1 組織並びに管理者の責任及び権限	電波法第38条の25第1項の義務（以下「工事設計合致義務」という。）を履行するために必要な業務を管理し、実行し、検証するための組織並びに管理責任者の責任及び権限の分担が明確にされていることの説明
2 工事設計合致義務を履行するための管理方法	工事設計合致義務を履行するために必要な特定無線設備の取扱いにおける管理方法に関する規程が具体的かつ体系的に文書として整備され、それに基づき工事設計合致義務が適切に履行されることの説明



3 特定無線設備の 検査	工事設計合致義務を履行するために必要な特定無線設備の検査手順その他検査に関する規程が文書として整備され、それに基づき検査が適切に行われることの説明
4 測定器その他の 設備の管理	特定無線設備の検査に必要な測定器その他の設備の管理に関する規程が文書として整備され、それに基づき測定器その他の設備の管理が適切に行われることの説明
5 その他	その他工事設計合致義務を履行するために必要な事項

### ③ 登録証明機関による特性試験の外部委託

○ 登録証明機関は、特性試験における試験の一部を外部委託することができる。外部委託する場合は、試験業務の適正な実施等を担保するため、受託者との間で次の事項を取り決める必要がある（証明規則第6条第2項）。

- ・ 委託する試験の範囲及びそれに係る特定無線設備の種別
- ・ 受託者が電波法別表第3の下欄に掲げる測定器等であって、同法第24条の2第4項第2号イからニまでのいずれかに掲げる較正等を受けたもの（その較正等を受けた日の属する月の翌月の1日から起算して1年（証明規則第3条の2の測定器その他の設備にあつては、同条の表の上欄に掲げる測定器その他の設備ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。）以内のものに限る。）を使用して試験が行われることの確認に関する事項
- ・ 証明規則別表第1号に定める特性試験の方法と同じ方法によって試験が行われることの確認に関する事項
- ・ 試験の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないことの確認に関する事項
- ・ 試験に係る責任の所在及び業務の分担に関する事項
- ・ 試験に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持に関する事項
- ・ その他特性試験に係る試験業務の適正な実施を確保するために必要な事項

### ④ 審査の省略

○ 登録証明機関は、次のいずれかに該当する特定無線設備の技術基準適合証明（又は工事設計認証）を確実に行うことができる場合に限り、その審査の一部を省略することができる（証明規則第6条第3項、同規則第17条第3項）。

（技術基準適合証明の場合）

- ・ 適合表示無線設備の工事設計に基づく特定無線設備
- ・ 適合表示無線設備の変更の工事を行った特定無線設備
- ・ 人体にばく露される電波の許容値の規定が適用される特定無線設備であつて、その筐体内に適合表示無線設備が収められている特定無線設備

#### (工事設計認証の場合)

- ・適合表示無線設備の変更を行なった工事設計（当該工事設計に合致することの確認の方法を含む。）に基づく特定無線設備
  - ・人体にばく露される電波の許容値の規定が適用される特定無線設備であって、その筐体内に適合表示無線設備が納められている特定無線設備
- なお、この審査の一部を省略できる条件である「技術基準適合証明を確実に行うことができる場合」とは、例えば、既に技術基準適合証明を受けた適合表示無線設備の工事設計の内容と、新たに技術基準適合証明を受ける特定無線設備の工事設計書の内容が、同一であり、登録証明機関も審査を行うまでもなく、同じ結果となることが明らかである場合のことである。

### ⑤ 特定試験の省略

- 技術基準適合証明の特性試験について、同時に申し込まれた同一の工事設計に基づき2以上の申込設備について審査する場合、一部の申込設備の特性試験を行った結果、残りの申込設備が工事設計に合致していることが合理的に推定できるときは、残りの当該無線設備の特性試験を省略することができる（証明規則別表第1号2）。

### (3) 外部試験データの受入れ

- 技術基準適合証明、工事設計認証のそれぞれの審査の特性試験において、申込設備の特性試験を外部の試験所等で実施した特定無線設備について、申込者が、申込設備の写真等及び特性試験の結果等を示す書類を提出した場合には、登録証明機関はこれらの書類により審査を行うことができる。この場合の提出書類は次のとおりである。

#### ・申込設備の写真等

特定無線設備の部品の配置及び外観を示す写真又は図であって寸法が記入されているもの

#### ・特性試験の結果等を示す書類

日本の技術基準を満たす特性試験の結果が得られていることが証明できる書類として、次の(i)及び(ii)の両方の事項が記載されている書類

- (i) 電波法別表第3の下欄に掲げる測定器等であって、同法第24条の2第4項第2号イからニまでのいずれかに掲げる較正等を受けたもの（その較正等を受けた日の属する月の翌月の1日から起算して1年（証明規則第3条の2の測定器その他の設備にあっては、同条の表の上欄に掲げる測定器その他の設備ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる期間）以内のもの）を使用して試験が行われたことが確認できる事項

※電波法第24条の2第4項第2号では、以下のイ～ニの較正方法が規定されている。

- イ 国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「NICT」という。）又は電波法102条の18第1項の指定較正機関が行う較正

（注）指定較正機関の一覧については以下のURLを参照

<https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/others/kikan/>

- ロ 計量法第135条又は第144条の規定に基づく校正

ハ 外国において行う較正であって、NICT 又は電波第 102 条の 18 第 1 項の指定較正機関が行う較正に相当するもの

(注) 当該較正を行う国の測定に係る計量値に関する国家標準又は当該国家標準に対してトレーサビリティを有する標準器を使用して行うものであることが求められる。ただし、当該国家標準に対してトレーサビリティを有する標準器を使用して行う場合には、ISO/IEC17025 を取得し、かつ、ILAC (国際試験所認定協力) における EA (欧州認定協力) 又は APLAC (アジア太平洋試験所認定協力) 相互承認協定に署名している認定機関等による較正であること。

ニ 電波法別表第 3 の下欄に掲げる測定器その他の設備であって、イからハまでのいずれかに掲げる較正等を受けたものを用いて行う較正等

(ii) 証明規則別表第 1 号に定める特性試験の方法と同等の方法によって試験が行われたことが確認できる事項

#### (4) Body SAR に関する試験

##### ① Body SAR の技術基準への適合審査の必要性

○ スマートフォンやタブレット端末など音声以外の用途で利用する無線機器の普及や国際的な標準化動向等を踏まえ、平成 26 年に Body-SAR の許容値等が制度化され、側頭部以外の人体に近接して使用する無線設備の安全性の担保のため、人体付近 (20cm 以内) で使用するものについては Body-SAR 規制の対象として、技術基準適合証明又は工事設計認証を受ける時には、Body-SAR の技術基準に適合しているか否かについても試験・審査を受ける必要がある。

##### ② 情報通信認証連絡会 (以下「ICGJ」という。) 発行「Body-SAR に関する制度の運用のガイドライン」

○ ICGJ ガイドラインにおいて Body-SAR 規制の対象機器の判断基準の考え方が示されている。

(注) Body SAR に関する制度の運用のガイドラインについては以下の URL を参照

<https://www.tele.soumu.go.jp/resource/j/equ/tech/faq/300125.pdf>

○ また、モジュール状の特定無線設備について工事設計認証等を受ける場合や、工事設計認証等を受けたモジュール状の特定無線設備を人体に近接して使用する機器に組み込む場合については別途注意が必要である。(附録 1 無線設備 (1) 無線設備の範囲、構成を参照)

#### (5) 適合表示無線設備としての表示【電波法第 38 条の 7】

○ 登録証明機関は、技術基準適合証明をしたときは、その特定無線設備に技術基準適合証明をした旨の表示を貼付しなければならない (電波法第 38 条の 7 第 1 項)。技術基準適合証

明を申し込んだ者は貼付しない。（工事設計認証を受けた認証取扱業者が行う表示については、第4章2を参照。）

- 手続に従って表示を貼付した無線設備は「適合表示無線設備」として、法律上特別な地位が与えられることになり、例えば、適合表示無線設備のみを使用した無線局の免許申請については、免許制度の特例措置として、落成検査が不要となる等の簡易な免許手続きが可能となるとともに、無線設備の種類に応じ、包括免許の措置や免許不要の措置が可能となる。
- 何人も、法律に基づく手続により表示を付する場合を除くほかは、国内において無線設備にこれらの表示又はこれらと紛らわしい表示を付すことは禁止されている。また、表示が付されている無線設備について、改造等の変更の工事をした者は、その表示を除去しなければならない（電波法第38条の7第4項）。

## **(6) 技術基準適合証明等の申請及び総務大臣の命令【電波法第38条の14、同法第38の24第3項】**

- 技術基準適合証明等を求めた者は、登録証明機関が審査を行わない場合又は登録証明機関の技術基準適合証明等の結果に異議のある場合、総務大臣に対し、登録証明機関が技術基準適合証明等のための審査を行うこと又は改めて技術基準適合証明等のための審査を行うことを命ずべきことを申請することができる。
- 総務大臣は、この申請があった場合、当該申請に係る登録証明機関が法律の規定に違反していると認めるときは、登録証明機関に対し、必要な命令をしなければならない。

## **(7) 技術基準適合証明等の拒否【証明規則第7条、同規則第18条】**

- 登録証明機関が技術基準適合証明等を拒否するときは、その旨を理由を付した文書をもって技術基準適合証明等を求めた者に通知することとなっている。
- 技術基準適合証明等を求めた者は、登録証明機関が審査を行わない場合又は登録証明機関の工事設計認証の結果に異議のある場合は、総務大臣に対し、登録証明機関が工事設計認証のための審査を行うこと又は改めて工事設計認証のための審査を行うことを命ずべきことを申請することができる。

## **2 証明等を受けた後の手続**

### **(1) 技術基準適合証明等報告の公示等【電波法第38条の6】**

#### **① 総務大臣への報告等**

- 登録証明機関は、技術基準適合証明等をしたときは、次の事項を総務大臣に報告しなければならない。
  - ・ 技術基準適合証明等を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - ・ 技術基準適合証明等を受けた特定無線設備の種類

- ・ 技術基準適合証明等を受けた特定無線設備の型式又は名称
- ・ 技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号
- ・ 電波の型式、周波数及び空中線電力
- ・ 設備規則第 14 条の 2 第 1 項の規定が適用される無線設備である場合には、その旨
- ・ 技術基準適合証明等をした年月日
- ・ 公示を希望する日

## ② 総務大臣への追加の報告（外部試験データを受け入れて工事設計認証の審査を行った場合）

- 登録証明機関は、工事設計認証について、工事設計認証を受けようとする者から特定無線設備（免許不要局）の提出がされず、申込設備の写真等及び外部の試験データを受け入れて工事設計認証の審査を行ったときは、上記①の報告事項に加えて、次の事項についても総務大臣に報告することとなっている（証明規則第 17 条第 4 項）。
  - ・ 工事設計認証に係る工事設計に基づく特定無線設備の写真等（特定無線設備の部品の配置及び外観を示す写真又は図であって寸法を記入したものをいう。）
  - ・ 証明規則別表第 3 号 2 において準用する同規則別表第 1 号 1（3）の規定による特性試験の結果
  - ・ 工事設計認証をした証明書の写し

## ③ 総務省による公示【電波法第 38 条の 6 第 4 項】

- 総務省は、登録証明機関から上記①及び②の報告を受けた場合、次の事項を電波利用ホームページで公示している。
  - ・ 技術基準適合証明等を受けた者の氏名又は名称
  - ・ 技術基準適合証明等を受けた特定無線設備の種別
  - ・ 技術基準適合証明等を受けた特定無線設備の型式又は名称
  - ・ 技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号
  - ・ 電波の型式、周波数及び空中線電力
  - ・ 設備規則第 14 条の 2 第 1 項の規定が適用される無線設備である場合には、その旨
  - ・ 技術基準適合証明等をした年月日
  - ・ 工事設計認証に係る工事設計に基づく特定無線設備の写真等（特定無線設備の部品の配置及び外観を示す写真又は図であって寸法を記入したものをいう。）
  - ・ 証明規則別表第 3 号 2 において準用する同規則別表第 1 号 1（3）の規定による特性試験の結果
- 報告にあたっては、登録証明機関においては次の点に注意する必要があり、申込者においてもこれらの内容については留意が必要である。
  - ・ 同じ内容の報告を重複して行わないこと
  - ・ 「氏名」は必ずフルネームで記載すること
  - ・ 「住所」は必ずその場所が特定できる情報を含んで記載すること
  - ・ 「型式又は名称」には、できる限り電波利用ホームページの公示した内容と該当機器が

特定できるものとする（「スマートフォン」といった一般名称は避ける）

- ・既に技術基準適合証明又は工事設計認証を受けたモジュール等を内蔵する無線設備を新たに技術基準適合証明等するときは、当該モジュール等の技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を、「型式又は名称」欄に【】付きで記載すること
  - ・技術基準適合証明又は工事設計認証が行われた日より後に公示を希望する場合は、その旨を登録証明機関へ伝え、総務省へ報告してもらうことを確認いただきたい。
- 登録証明機関による総務省への報告は、各月の前半と後半に分けて、それぞれの末日から2週間以内になされることとなっている。（証明規則第6条、同規則第17条、同規則第25条及び同規則第33条関係）
  - 電波利用ホームページには、技術基準適合証明又は工事設計認証を受けた日から約1か月後には公示される。

## **(2) 変更届出の義務【証明規則第6条、同規則第17条】**

- 技術基準適合証明を受けた者は、技術基準適合証明を受けた日から起算して10年を経過するまでの間、また、工事設計認証を受けた認証取扱業者は、認証工事設計に基づく特定無線設備について検査を最後に行った日から起算して10年を経過するまでの間、氏名や住所等に変更があったときは、遅滞なく、変更届出書を総務大臣に提出しなければならない。ただし、工事設計認証において、その特定無線設備の取扱いを既に終了しているときは、不要である。
  - 総務省は変更届があった場合には、変更後の内容を電波利用ホームページで公示する。  
登録証明機関は、技術基準適合証明を受けた者に対して上記の義務を伝えるよう努めること。
- （注）変更届出書様式については以下のURLを参照

<https://www.tele.soumu.go.jp/resource/j/equ/tech/yosiki/006.doc>

## **(3) 工事設計合致義務【電波法第38条の25第1項】**

- 特定無線設備の工事設計認証を受けた認証取扱業者は、当該認証工事設計に基づく無線設備を取り扱う場合に、当該無線設備を当該工事設計に合致するようにしなければならない義務がある。
  - 認証取扱業者は、工事設計認証に係る確認の方法に従って無線設備の検査を行い、総務省令で定めるところにより、その検査記録を作成し、これを10年間保存する必要がある。
- （第4章1 工事設計合致義務の担保を参照）

## **(4) 適合表示無線設備としての表示【電波法第38条の26】**

- 認証取扱業者は、認証工事設計に基づく特定無線設備について、上記（1）の義務を履行したときに初めて、その無線設備に適合表示無線設備としての表示を貼付することができる。

- 表示は、証明規則様式第7号により、特定無線設備の見やすい箇所に付さなければならない。

(第4章2 工事設計合致義務を履行するための表示を参照)

- 手続に従って表示を貼付した無線設備は「適合表示無線設備」として、法律上特別な地位が与えられることになり、例えば、適合表示無線設備のみを使用した無線局の免許申請については、免許制度の特例措置として、落成検査が不要となる等の簡易な免許手続きが可能となるとともに、無線設備の種類に応じ、包括免許の措置や免許不要の措置が可能となる。

## (5) 変更の工事を行った場合の対応

- 工事設計の内容に一部でも変更がある場合、当該工事設計に係る無線設備については、改めて工事設計認証を受け直す必要がある。特に、電波の質に影響する箇所に変更が加わった場合、工事設計の内容に変更があることが多く、また電波の質に直接的に影響しない箇所に変更が加わった場合であっても、無線設備全体の部品配置の変化により電波の質に影響がある可能性がある。このため、既に工事設計認証を受けた無線設備に変更を加える場合、改めて工事設計認証を受け直す必要があるかどうか登録証明機関に相談することが望ましい。
- 単なる外観の色の変化等であれば、工事設計の変更には該当しない場合が多いが、その場合であっても、工事設計認証申込時に登録証明機関に提出した工事設計書に記載の「型式又は名称」に変更があった場合、第2章2(2)で示す変更の届出の義務に該当する可能性があるため、工事設計認証の内容を十分に確認することが望ましい。
- 特に、ソフトウェアアップデートを実施し、変調方式、周波数の追加、出力の変更などを行った場合、無線設備に変更がなくても電波の質に影響があることから、当該無線設備について変更の工事が行われたものと考えられる。
- このような場合、変更前の工事設計認証を受けた登録証明機関に、次に掲げる事項を記載した書類を確認方法書の一部として提出することで、改めて工事設計認証を求めることができる。
  - 1 プログラムの書換えにより変更の工事を行おうとする無線設備の技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号
  - 2 プログラムの書換えの方法
  - 3 プログラムの書換えが確実になされるために講じられる措置(他の者によって容易に書き換えられないために講じられるものを含む。)の概要
  - 4 プログラムの書換えがなされた無線設備の判別の方法
- ただし、このような場合、総務省令等で定められた場合を除き、工事設計認証番号に変更が生じる可能性が高いため留意が必要である。

### 3 事後措置

#### (1) 登録証明機関の義務【証明規則第6条、同規則第17条】

- 登録証明機関は、技術基準適合証明等を受けた者（工事設計認証の場合は認証取扱業者）が不正な手段により技術基準適合証明等を受けたことを知ったとき又は証明員が法律の規定に違反して技術基準適合証明等のための審査を行ったことを知ったときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。また、工事設計認証の場合、登録証明機関は、認証工事設計に基づく適合表示無線設備が法第3章に定める技術基準に適合していないことを知ったときは、その旨も総務大臣に報告する義務がある。

#### (2) 登録証明機関に対する立入検査【電波法第38条の15】

- 登録証明機関は必要に応じて、技術基準適合証明の業務の状況に関し報告を求められ、又は総務省職員の事業所への立入検査を受けることがある。

#### (3) 技術基準適合証明等を受けた者の立入検査【電波法第38条の29で準用する法第38条の20】

- 総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、技術基準適合証明を受けた者（工事設計認証の場合は認証取扱業者）に対し、技術基準適合証明等に係る特定無線設備に関し報告させ、又はその職員に、技術基準適合証明を受けた者（工事設計認証の場合は認証取扱業者）の事業所に立ち入り、当該特定無線設備その他の物件を検査させることができる。
- 報告拒否、虚偽報告等の場合は30万円以下の罰金に処せられることがある。

#### (4) 特定無線設備等の提出【電波法第38条の29で準用する法第38条の21】

- 総務大臣は、上記（2）の規定によりその職員に立入検査をさせた場合において、その所在の場所において検査をさせることが著しく困難であると認められる特定無線設備又は当該特定無線設備の検査を行うために特に必要な物件があつたときは、技術基準適合証明を受けた者（工事設計認証の場合は認証取扱業者）に対し、期限を定めて、当該特定無線設備又は当該物件を提出すべきことを命ずることができる。
- 命令違反の場合は30万円以下の罰金に処せられることがある。

#### (5) 措置命令【電波法第38条の27】

- 総務大臣は、認証取扱業者が工事設計合致義務に違反していると認める場合には、認証取扱業者に対し、工事設計認証に係る確認の方法を改善するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 命令違反の場合は表示の禁止の処分を受ける場合がある。



## **(6) 表示の禁止の処分【電波法第 38 条の 28】**

- 総務大臣は、次に該当する場合には、認証取扱業者に対し、2 年以内の期間を定めて、それぞれに定める認証工事設計又は工事設計に基づく特定無線設備に前条の表示を付することを禁止することができる。
  - ・ 認証工事設計に基づく特定無線設備が電波法第 3 章に定める技術基準に適合していない場合において、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害又は人体への危害の発生を防止するため特に必要があると認めるとき（第 6 号に掲げる場合を除く。）。  
【当該特定無線設備の認証工事設計】
  - ・ 認証取扱業者が検査・記録義務に違反したとき。  
【当該違反に係る特定無線設備の認証工事設計】
  - ・ 認証取扱業者が措置命令に違反したとき。  
【当該違反に係る特定無線設備の認証工事設計】
  - ・ 認証取扱業者が不正な手段により登録証明機関による工事設計認証を受けたとき。  
【当該工事設計認証に係る工事設計】
  - ・ 登録証明機関が法第 38 条の 24 第 2 項の規定又は同条第 3 項において準用する法第 38 条の 8 第 2 項の規定に違反して工事設計認証をしたとき。  
【当該工事設計認証に係る工事設計】
  - ・ 電波法第 3 章に定める技術基準が変更された場合において、当該変更前に工事設計認証を受けた工事設計が当該変更後の技術基準に適合しないと認めるとき。  
【当該工事設計】
- 総務大臣は、表示を付することを禁止したときは、その旨を公示する。
- 命令違反の場合は 1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられることがある。また、1 億円以下の罰金刑の法人重課がある。

## **(7) 表示が付されていないものとみなす処分【電波法第 38 条の 29 で準用する法第 38 条の 23】**

- 技術基準適合証明等に係る表示が付されている無線設備が電波法第 3 章に定める技術基準に適合していない場合において、総務大臣が他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害又は人体への危害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、その無線設備は、適合表示無線設備としての表示が付されていないものとみなす処分を行うことができる。
- 総務大臣は、表示が付されていないものとみなす処分をしたときはその旨を公示する。

## **(8) 妨害等防止命令【電波法第 38 条の 29 で準用する法第 38 条の 22】**

- 総務大臣は、工事設計認証に係る無線設備であって表示が付されているものが、電波法第 3 章の定める技術基準に適合しておらず、かつ、その無線設備の使用により他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害又は人体への危害を与えるおそれがあると認める場

合において、妨害又は危害の拡大を防止するために特に必要があると認めるときは、技術基準適合証明等を受けた者（工事設計認証の場合は認証取扱業者）に対し、その無線設備による妨害又は危害の拡大を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

- 命令違反の場合は 1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられることがある。また、1 億円以下の罰金刑の法人重課がある。

## 第3章 特定無線設備の特性試験の試験方法

---

- 現行の基準認証制度では、登録証明機関等が実施する、証明規則別表第1号1(3)の特性試験は、「総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により」試験を行うことと規定している。
- 平成16年告示第88号(以下「告示」という。)では、特定無線設備(附録で詳述)の種別毎に試験方法が規定され、占有周波数帯域幅や空中線電力等の測定項目に関する測定系統図、測定器の条件、測定操作手順、試験結果の記載方法等について定義している。また、特定無線設備については振動試験や温湿度試験といった環境試験に関する試験の取扱いについても規定している。

(注) 告示については以下の URL を参照  
<https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/equ/tech/test/>
- また、告示で特性試験の試験方法が定められていない無線設備の種別に係る試験方法については、「当該試験方法が定められるまでの間、臨時に、登録証明機関が当該試験方法として適切と認め、自社のホームページ等で公表した方法を特性試験の試験方法とすることができる。
- なお、登録証明機関は、当該試験方法を公表しようとする場合は、あらかじめその旨を総務大臣に届け出なければならないこととなっている。

## 第4章 基準認証制度における認証取扱業者の義務

### 1 工事設計合致義務の担保

#### (1) 工事設計合致義務【電波法第38条の25第1項】

- 認証取扱業者は、認証工事設計に基づく特定無線設備を取り扱う場合、その特定無線設備を認証工事設計に合致するようにしなければならない義務がある。また、認証取扱業者は、この義務を履行するため、工事設計認証を受けた「確認の方法」（品質管理に関する方法）に従い、その取扱いに係る無線設備について検査を行い、その検査記録を作成し、検査を最後に行った日から起算して10年間、保存しなければならない。
- この工事設計合致義務は、前述のとおり、認証工事設計に合致することが義務づけられており、認証工事設計の内容の一部又は全部に変更がある場合は、登録証明機関による新たな工事設計認証を受けないと、当該義務違反となる。
- なお、この認証工事設計の内容の変更は、変更届出の対象にはならないことに留意が必要である。また、確認方法書も認証工事設計の書類であり、確認方法書の内容に変更がある場合や無線設備系統図なども同様に登録証明機関による新たな工事設計認証の受ける必要がある。

#### (2) 特定無線設備の検査・記録保存義務【電波法第38条の25第2項】

- 工事設計合致義務を履行するため、認証取扱業者は、工事設計認証を受けた特定無線設備の検査手順などが記載された確認方法書に従い、その取扱いに係る無線設備の検査を行わなければならない。
- 確認方法書は、特定無線設備が工事設計に合致することを確認する方法を記載した書類として、登録証明機関により審査され、認証されたものである。
- 検査は、この認証された確認方法書に従って行わなければならないものであり、検査を通じて、認証工事設計に基づく特定無線設備の技術基準への適合が確保されることとなる。（確認方法書の記載事項については第2章1（2）参照）
- 検査記録は、次の項目のとおり作成し、検査の日から10年間することが義務づけられている。
  - 一 検査に係る工事設計認証番号
  - 二 検査を行った年月日及び場所
  - 三 検査を実施した責任者の氏名
  - 四 検査を行った特定無線設備の数量
  - 五 検査の方法
  - 六 検査の結果

- 検査記録の保存は、ハードディスクや半導体メモリなどの電磁的記録媒体に保存することができるが、この場合、コンピュータなどの電子計算機等を用いて直ちに表示することができる状態であることが必要である。

## 2 適合表示無線設の表示

### (1) 適合表示無線設備【電波法第4条、同第38条の7、同条の26等】

- 特定無線設備は、登録証明機関により技術基準適合証明を受けた旨の表示が手続に沿って貼付された場合、又は認証取扱業者により検査・記録保存義務を履行した旨の表示が手続に沿って貼付された場合、適合表示無線設備として、免許不要又は免許手続の簡素化といった法律上特別な効力が与えられる。
- 電波法第38条の7第2項及び同条の26において、表示を付することができる旨を規定しているが、これは表示しなくてもよいという意味ではなく、手続に沿って表示することができる意味である。なお、この表示は、登録証明機関又は認証取扱事業者が貼付する必要があるが、一般の利用者に対して表示を送付し、貼り付け又は貼り替える等はできない。
- 技術基準適合証明又は工事設計認証の表示（以下「技適マーク」という。）の様式は、証明規則様式第7号に規定されているとおりであり、容易に識別可能でなければならない。容易に識別可能であるとの条件に適合する場合に限り、寸法、色彩は自由に設定すること可能である。また、表示は電磁的に表示を付する場合を除き、容易に損傷しないものであることが求められる。

図5 技術基準適合証明の表示の様式  
技術基準適合証明番号

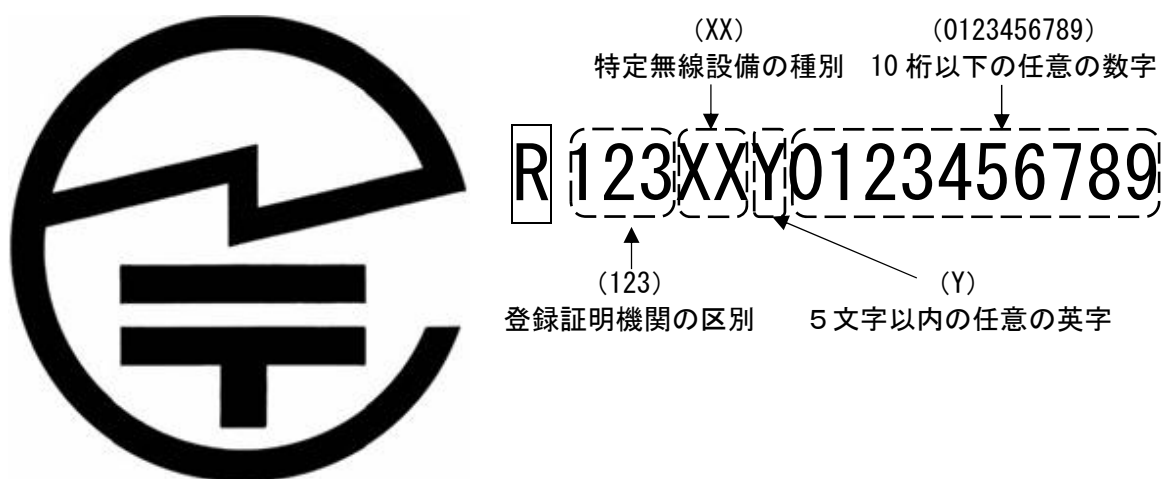


図6 工事設計認証の表示の様式  
工事設計認証番号



- 登録証明機関に割り振られている登録証明機関を区別する番号は、総務省電波利用ホームページ参照。  
<<https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/equ/tech/>>
- 英数字記号を組み合わせた番号は、登録証明機関によって異なる固有の番号が割り振られる。
- ただし、工事設計認証番号について、証明規則様式第7号注5に示す場合は、登録証明機関は同一の番号を付すことが認められている。  
(注) 同一認証番号とする場合のガイドラインについては以下のURLを参照  
<https://www.tele.soumu.go.jp/resource/j/equ/tech/faq/040428.pdf>

## (2) 技適マークを表示する場所

### ① 特定無線設備への直接表示

- 証明規則第8条第1項第1号及び第20条第1項第1号の規定に基づき、技術基準適合証明等を受けた特定無線設備の見やすい箇所に技適マークを表示を付すことができる。
- 特定無線設備本体に表示を付すことが困難又は不合理である特定無線設備にあっては、次の(i)及び(ii)の両方に表示を付すことが必要である。
  - (i) 当該特定無線設備の取扱説明書
  - (ii) 当該特定無線設備の包装又は容器
- なお、「困難又は不合理である」とは、体内に植え込まれた状態で使用される場合や本体表面に表示が困難な場合等である。

## ② 設備本体のディスプレイによる表示

- 証明規則第8条第1項第2号及び第20条第1項第2号の規定に基づき、技術基準適合証明等を受けた特定無線設備に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によって当該特定無線設備の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができる。ただし、表示方法を記載した取扱説明書を添付する等、技適マークを表示する方法を明らかにする必要がある。なお、この場合も大きさ、色彩に規程はないが、容易に識別することができなければならない。

## ③ 外部ディスプレイによる表示

- 証明規則第8条第1項第3号及び第20条第1項第3号の規定に基づき、技術基準適合証明等を受けた特定無線設備に接続した製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができる。なお、最初に電波を発射する前に、外部ディスプレイと有線で接続することにより表示することができる場合に限る。ただし、表示方法を記載した取扱説明書を添付する等、技適マークを表示する方法を明らかにする必要がある。なお、この場合も大きさ、色彩に規程はないが、容易に識別することができなければならない。

## (3) 適合表示無線設備を組み込んだ製品への技適マークの表示【電波法第38条の7第2項】

- 適合表示無線設備を組み込んだ製品（以下「組込機器」という。）を取り扱うことを業とする者は、組込機器に対して当該適合表示無線設備に付されている表示と同一の表示を付することができる（このとき、表示は以下のいずれかの方法により行わなければならない（証明規則第8条第2項及び第20条第2項））。

### ① 組込機器への直接表示

- 組込機器の見やすい箇所に表示する。ただし、設備本体の表面に表示することが困難な場合は、当該組込機器の取扱説明書とともに、包装又は容器に表示することもできる。

### ② 組込機器本体のディスプレイによる表示

- 組込機器内に表示に関する情報を保存し、特定の操作によって当該組込機器の映像面に明瞭に表示する。この場合、表示方法等について明らかにした書類を当該組込機器に添付する等しなければならない。

### ③ 組込機器の外部ディスプレイによる表示

- 組込機器内に表示に関する情報を保存し、当該組込機器に接続した製品の映像面に明瞭に表示する。ただし、当該組込機器の運用を最初に開始する前に、映像面を有する他の製品と有線で接続することにより表示することができる場合に限る。この場合、表示方法等について明らかにした書類を当該組込機器に添付する等しなければならない。

#### **(4) 紛らわしい表示の禁止【電波法第37条の7第3項】**

- 何人も、法律に基づく手続により表示を付する場合を除くほかは、国内において無線設備にこれらの表示又はこれらと紛らわしい表示を付すことは禁止されている。また、表示が付されている無線設備について、改造等の変更の工事をした者は、その表示を除去しなければならない。これらに違反した場合は、50万円以下の罰金に処せられることがある。



## 第5章 基準認証制度に関する Q&A

---

- 本マニュアルでは、初めて基準認証制度に関する業務を行う方にも基準認証制度を体系的に理解してもらえるように、その仕組みや手続について、分かりやすく説明している。
- 他方、個別の無線システムの技術基準に関する内容、技術基準適合証明等の手続や審査の考え方については、登録証明機関や認証申込者等から多くの質問や問い合わせが寄せられているところである。
- このような質問や問い合わせなどについては、広く知らしめることにより、登録証明機関や認証申込者の理解促進になると考えられるものであることから、総務省の電波利用ホームページの「基準認証制度についてよくある質問（FAQ）」の内容を充実した。

（注）基準認証制度についてよくある質問（FAQ）については以下の URL を参照

<https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/equ/tech/faq/>

# 附録

附録では、無線設備の空中線部、高周波部及び変調部、制御部の全てが基準認証制度の対象となることを確認し、認証取扱業者が改めて技術基準適合証明又は工事設計認証を受けなければならないケースを例示した。

また、認証取扱業者（又は申込者）が遵守しなければならない無線設備の技術基準を確認し、容易に開けることができない構造や使用制限の表示の考え方を示した。

加えて、2.4GHz 帯小電力データ通信システムの技術基準、特定無線設備の一覧表を掲載した。

## 1 無線設備

### (1) 無線設備の範囲、構成【電波法第2条】

- 「無線設備」とは、電波法第2条第4号において、無線電信、無線電話その他の電波を送り、又は受けるための電氣的設備をいう。と定義がなされている。
- 一般的に、無線設備は(i)空中線部(アンテナ)、(ii)高周波部及び変調部(無線信号の生成を生成し、電波の質の制御を行う部分)、(iii)制御部(電源装置、表示・操作制御装置、付属装置)の3つの部位から構成されている。
- 技術基準適合証明又は工事設計認証に係る無線設備の範囲は、空中線部、高周波部、変調部及び制御部の全てが対象であり、これらの無線設備を分割して、その一部のみの技術基準適合証明又は工事設計認証を受けることはできない。
- ただし、次の場合には技術基準適合証明又は工事設計認証に係る無線設備の範囲やハードウェアを基本とした工事設計と考え方が異なるので留意が必要である。
  - ・ モジュール状の特定無線設備は、無線 LAN カード等、それ単体での使用は想定されていないが、無線通信に必要なハードウェア及び機能を備えており、外部機器と接続する又は組み込むことで使用が想定されている。このモジュール状の特定無線設備では、決められたインターフェース条件で外部機器と接続する場合には、接続が想定される外部機器も無線設備の一部となる。なお、ICGJ のガイドラインにおいてモジュール状の特定無線設備に係る考え方が示されている。

(注) 「モジュール状の特定無線設備」ガイドラインについては以下の URL を参照  
<https://www.tele.soumu.go.jp/O/O.pdf> ←アドレスが決まり次第記載する
  - ・ Body-SAR 規制を適用しようとする無線設備の場合、通常使用するときの筐体を特定可能である場合に限り、モジュール状の特定無線設備単体での証明等が可能となる。様々なパソコン等外部機器に組み込んでの使用が想定されるモジュール状の特定無線設備の場合、通常使用する時の筐体を特定できないため、モジュール単体で Body SAR の証明等が不可能であり、送信空中線と人体を密着したときの Body SAR が許容値以下であることが確認できている場合であっても、最終的に使用される機器に組み込んだ状態で Body-SAR の技術基準に適合しているかを確認し、証明等を受ける必要がある。
  - ・ ソフトウェアにより周波数、変調方式、出力等の電波の質に影響するパラメータを制御している無線設備の場合、一般的にソフトウェアにより設定された電波の質に影響を与えるパラメータも工事設計の一部に含まれる。したがって、ソフトウェアアップデート等により、これらの電波の質に影響を与えるパラメータが変更される場合、ハードウェアに変更がなくても工事設計の変更となり再度の工事設計認証を受ける必要がある。
  - ・ 一般利用者がソフトウェア上で機器の設定(例:使用する周波数等)を変更する等により、実質的に複数の工事設計の無線設備を使用することが可能になると想定される。そのような場合、各工事設計に係る工事設計認証を受ける必要がある。なお、一般利

用者側で工事設計認証の範囲外の電波発射（例：日本で使用できない周波数での電波発射等）を行う設定とすることができる場合、当該無線設備は工事設計書の「申請範囲外の他の無線設備が電波を発しないことを確認した」には該当しないため、工事設計認証を受けることはできない。

## (2) 特定無線設備の区分【電波法第 38 条の 2 の 2】

- 無線設備が技術基準に適合していることを免許申請の手続きの際に検査を行うこととしている。
- 小規模な無線局に使用するための無線局であって電波法第 38 条の 2 の 2 第 1 項各号で定めるものを「特定無線設備」といい、その種別に応じて、無線局の工事落成後の検査が不要となる等の簡易な免許手続、特定無線局を包括して対象とする包括免許又は免許不要の措置がとられている。
- 特定無線設備の種別は、証明規則第 2 条第 1 項各号に規定されている。  
(注) 特定無線設備の種別については以下の URL を参照  
<https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/equ/tech/type/>

### ① 免許不要局（電波法第 38 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号）

- 特定無線設備のうち、電波法に基づく技術基準に適合していることを示す技適マークが付されていることにより、無線局の免許が不要となる。（電波法第 38 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号）
- 主に、小電力データ通信システム（無線 LAN、Bluetooth 等）、特定小電力無線局（ラジオマイク、テレメーター等）等が該当する。

### ② 特定無線局（電波法第 38 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号）

- 特定無線設備のうち、電波法に基づく技術基準に適合していることを示す技適マークが付されていることにより、特定無線局として包括免許の申請をすることができる設備（電波法第 27 条の 2 第 1 号に掲げる設備に限る。）（電波法第 38 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号）
- 主に、携帯電話、5GHz 帯無線アクセスシステム、デジタル MCA 等が該当する。

### ③ その他の無線局（電波法第 38 条の 2 の 2 第 1 項第 3 号）

- 特定無線設備のうち、電波法に基づく技術基準に適合していることを示す技適マークが付されていることにより、無線局の免許手続の一部が省略される等の特例措置を受けることができる設備。（電波法第 38 条の 2 の 2 第 1 項第 3 号）
- 主に、デジタル簡易無線局、アマチュア無線、国際 VHF 等が該当する。

## 2 技術基準

### (1) 無線設備の技術基準【電波法第 28 条等】

- 無線設備の技術基準は、電波の質（電波法第 28 条）、受信設備の条件（電波法第 29 条）等で規定され、無線設備規則及び電波法関係告示等で無線システム毎に詳細な技術基準が定められているため、無線設備の使用に当たっては必ず当該無線システムの技術基準に適合していなければならない。
- 技術基準は、無線局の開設目的を十分に達成しうる条件や共用・隣接する周波数帯を使用する他の無線局に対する混信・妨害等を与えることがないよう他の無線システムとの共用、条件をもとに検討のうえ技術基準が設けられている。したがって、この技術基準を遵守し、他の無線局に混信・妨害等の影響を与える可能性がある電波発射をしないよう、無線局の運用をしなければならない。
- 技術基準の検討にあたっては、無線システムに必要な最低要件を満足するシステム要求条件、共用・隣接する周波数帯を使用する他の無線システムとの共用条件を基に、必要な技術的条件の検討を行い、法令で規定されている。
- 技術基準の基準値等については、次の(2)のとおり、周波数の偏差などの電波の質に関係する項目が定められているが、その他に例えば「空中線部を除く高周波部及び変調部は、容易に開けることができないこと」との規定が設けられている場合があるので留意が必要である。
- この規定は、電波の特性に影響を与える装置や部品等の改造ができないようにするとの観点で設けられており、原則として使用者が勝手に電波の特性に影響を与えるような改造を行い、当該無線設備を使用することができないような措置が講じられていることが必要条件となっている。どのような無線設備の構造であれば容易に開けることができないと解釈できるかについては、ICCJ 策定のガイドライン等の中でも一例が示されている。
- また、使用場所に制限があり、その旨を特定無線設備に表示する必要性が技術基準として定められている場合があるが、例えば「当該無線設備の送信は屋内においてのみ可能である旨を表示すること」との規定が設けられているので留意が必要である。一般的にこのような場合、当該使用場所の制限の趣旨が一般利用者に伝わるような表示であれば問題はなく、必ずしも告示等で定められた文言そのままでもよい。

### (2) 技術基準の例

- 主要な無線システムの技術基準として、2.4GHz 帯小電力データ通信システム（2.4GHz 帯無線 LAN、Bluetooth 等）の技術基準を次に例示する。
  - ・無線設備規則第 49 条の 20 第 1 号（2471～2497MHz は同条第 2 号）及び関係告示
  - ・特定無線設備の種別：証明規則第 2 条第 1 項第 19 号（2471～2497MHz は同項第 19 号の 2）

周波数の偏差	許容偏差 : $\pm 50 \times 10^{-6}$ 以内	
占有周波数帯幅及び拡散帯域幅		
周波数帯	2400~2483.5MHz 2471~2497MHz (WLAN 11b)	
占有周波数帯幅	WLAN 11b / BLE WLAN 11g/n HT20/ax HE20 WLAN 11n HT40/ax HE40 Bluetooth	: 26MHz 以下 : 26MHz 以下 : 40MHz 以下 : 83.5MHz 以下
拡散帯域幅	WLAN 11a/g/n/ax WLAN 11b (拡散率 (拡散帯域幅を変調速度で除した値))	: 規定なし : 500kHz 以上 : WLAN 11b (2400~2483.5MHz) 拡散率 5 以上 WLAN 11b (2471~2497MHz) 拡散率 10 以上
滞留時間	規定なし	
スプリアス発射又は不要発射の強度		
不要発射の強度の許容値	2387MHz 未満 2387MHz 以上 2400MHz 未満 2483.5MHz 超 2496.5MHz 以下 2496.5MHz 超	: 2.5 $\mu$ W/MHz 以下 : 25 $\mu$ W/MHz 以下 : 25 $\mu$ W/MHz 以下 : 2.5 $\mu$ W/MHz 以下
スプリアス発射の強度の許容値 (※30MHz 以上を抜粋)	30MHz 超 335.4MHz 以下 335.4MHz 超 1470MHz 以下 470MHz 超 1GHz 以下 1GHz 超	: 50 $\mu$ W/100kHz : 25 $\mu$ W/100kHz : 50 $\mu$ W/100kHz : 50 $\mu$ W/MHz
空中線電力		
電力	※規定なし	
電力密度	WLAN 11b WLAN 11b 以外 26MHz 以下 40MHz 以下 BLE	: 10mW/MHz 以下 : 10mW/MHz 以下 : 5mW/MHz 以下 : 10mW/MHz 以下
空中線電力の偏差	工事設計書記載の定格値に対して 上限+20%, 下限-80%	

副次的に発する電波等の限度	1GHz 未満 1GHz 以上 10GHz 未満 10GHz 以上	: 4nW 以下 : 20nW 以下 : 20nW 以下
キャリアセンス機能	WLAN 11g/n/ax 40MHz 上記以外	: 要 : 規定なし
送信空中線絶対利得	12.14dBi 以下 但し EIRP が 12.14dBi の送信空中線に平均電力 10mW の空中線電力を加えたとき以下の値となるときは、その低下分を補うことができる。	
送信空中線の主輻射の角度幅	送信空中線の水平及び垂直面の主輻射の角度の幅は $360/A^*$ 度を超えないこと。 $A^*$ : EIRP を 2.14dBi の送信空中線に平均電力 10mW/MHz を加えたときの値で除したもの。1 を下回るときは 1 とする。	
混信防止機能	識別符号を自動的に送信し、又は受信する機能を有すること。	

### 3 特定無線設備一覧

#### (1) 免許不要局：28 種別【電波法第 38 条の 2 第 1 項第 1 号】

特定無線設備の種別		証明規則第 2 条
1.	市民ラジオ	第 3 号
2.	コードレス電話	第 7 号
3.	テレメータ用、テレコントロール	第 8 号
	医療用テレメータ	
	体内植込型医療用データ伝送、体内植込型医療用遠隔計測	
	国際輸送用データ伝送設備、国際輸送用データ制御設備	
	無線呼出	
	ラジオマイク	
	補聴援助用ラジオマイク	
	無線電話	
	音声アシスト用無線電話	
	移動体識別	
	ミリ波レーダー	
移動体検知センサー		
人・動物検知通報システム		
4.	小電力セキュリティ	第 13 号
5.	2.4GHz 帯高度化小電力データ通信システム (2,400~2,483.5MHz)	第 19 号
6.	2.4GHz 帯小電力データ通信システム (2,471~2,497MHz)	第 19 号の 2
7.	2.4GHz 帯高度化小電力データ通信システム (2,400~2,483.5MHz) (屋外模型飛行機無線操縦用)	第 19 号の 2 の 2
8.	2.4GHz 帯小電力データ通信システム (2,471~2,497MHz) (屋外模型飛行機無線操縦用)	第 19 号の 2 の 3
9.	5GHz 帯小電力データ通信システム	第 19 号の 3
10.	準ミリ波帯小電力データ通信システム	第 19 号の 4
11.	60GHz 帯小電力データ通信システム	第 19 号の 4 の 2
12.	60GHz 帯小電力データ通信システム (10mW 以下)	第 19 号の 4 の 3
13.	5GHz 帯無線アクセスシステム用陸上移動局 (0.01W 以下)	第 19 号の 11
14.	デジタルコードレス電話 (狭帯域 TDMA)	第 21 号
15.	デジタルコードレス電話 (広帯域 TDMA)	第 21 号の 2
16.	デジタルコードレス電話 (TDMA/OFDMA)	第 21 号の 3
17.	PHS 陸上移動局	第 22 号
18.	狭域通信システム用陸上移動局	第 32 号
19.	狭域通信システム用試験局	第 33 号の 2



20. 超広帯域（UWB）無線システム（屋内利用限定のもの）	第 47 号
21. UWBレーダーシステム	第 47 号の 2
22. UWB無線システム（7.587～8.4GHz）	第 47 号の 3
23. UWB無線システム（7.25～9GHz）	第 47 号の 4
24. 700MHz 帯高度道路交通システム陸上移動局	第 64 号
25. 5.2GHz 帯高出力データ通信システムの陸上移動局	第 75 号
26. 5GHz 帯小電力データ通信システム（自動車内利用）	第 78 号
27. 6GHz 帯小電力データ通信システム（VLP モード）	第 79 号
28. 6GHz 帯小電力データ通信システム（LPI モード）	第 80 号

**(2) 包括免許対象局：56 種別【電波法第 38 条の 2 第 1 項第 2 号】**

特定無線設備の種別	証明規則第 2 条
1. Ku 帯 V S A T 地球局	第 9 号
2. Ka 帯 V S A T 地球局	第 9 号の 2
3. Ku 帯 V S A T 地球局（高度 500km）	第 9 号の 3
4. Ku 帯 V S A T 地球局（高度 1200km）	第 9 号の 4
5. 携帯無線通信陸上中継移動局等	第 10 号
6. 携帯無線通信陸上中継移動局等（ガードバンドモード対応）	第 10 号の 2
7. W-CDMA 方式携帯無線通信用陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く）	第 11 号の 3
8. CDMA 2000 方式携帯無線通信用陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く）	第 11 号の 4
9. W-CDMA（HSDPA）方式携帯無線通信用陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く）	第 11 号の 7
10. CDMA 2000（1x EV-DO）方式携帯無線通信用陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く）	第 11 号の 8
11. CDMA 2000（1x EV-DO）マルチキャリア	第 11 号の 8 の 2
12. TD-CDMA 方式携帯無線通信用陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く）	第 11 号の 11
13. TD-SCDMA 方式携帯無線通信用陸上移動局	第 11 号の 12
14. XGP（2GHz TDD）用陸上移動局	第 11 号の 15
15. MBTTD 625k-MC（2GHz TDD）用陸上移動局	第 11 号の 17
16. LTE 用陸上移動局	第 11 号の 19
17. LTE 用陸上移動局（NB-IoT 対応）	第 11 号の 19 の 2
18. LTE 用陸上移動局（eMTC 対応）	第 11 号の 19 の 3
19. TD-LTE 陸上移動局	第 11 号の 21
20. TD-LTE 陸上移動局（携帯無線通信中継用）	第 11 号の 21 の 2
21. モバイル W i M A X（2GHz TDD）用陸上移動局	第 11 号の 25
22. UMB（2GHz TDD）用陸上移動局	第 11 号の 26

23.	TD-5G-NR (Sub6 帯) 用陸上移動局	第 11 号の 30
24.	TD-5G-NR (準ミリ波帯) 用陸上移動局	第 11 号の 32
25.	FDD-5G-NR 用陸上移動局	第 11 号の 34
26.	携帯移動衛星データ通信用地球局 (対地静止) (オムニトラックス)	第 14 号
27.	携帯移動衛星データ通信用地球局 (非静止) (オーブコム)	第 14 号の 2
28.	加入者系多方向用移動局	第 15 号の 2
29.	5GHz 帯無線アクセスシステム用陸上移動局	第 19 号の 9
30.	5GHz 帯無線アクセスシステム用陸上移動局 (0.2μW 以下)	第 19 号の 10
31.	800MHz 帯デジタルMCA (陸上移動局)	第 20 号の 2
32.	高度 MCA (陸上移動局)	第 20 号の 3
33.	周波数自動選択 RZSSB 陸上移動局	第 25 号の 2
34.	周波数追従 RZSSB 陸上移動局	第 25 号の 3
35.	周波数自動選択狭帯域デジタル陸上移動局	第 25 号の 5
36.	周波数追従狭帯域デジタル陸上移動局	第 25 号の 6
37.	携帯移動衛星通信用地球局 (対地静止) (N-STAR)	第 28 号
38.	携帯移動衛星通信用地球局 (非静止) (イリジウム)	第 28 号の 2
39.	L 帯携帯無線移動地球局 (対地静止)	第 28 号の 2 の 2
40.	1.6GHz 帯/2.4GHz 帯移動衛星通信システム用携帯移動地球局	第 28 号の 2 の 3
41.	ESIM 用携帯移動地球局	第 28 号の 2 の 4
42.	Ku 帯携帯移動地球局 (非静止) (高度 500km)	第 28 号の 2 の 5
43.	Ku 帯携帯移動地球局 (非静止) (高度 1200km)	第 28 号の 2 の 6
44.	インマルサット携帯移動地球局	第 30 号
45.	ESV 携帯移動地球局 (船上地球局)	第 30 号の 2
46.	ヘリコプター衛星通信システム (ヘリサット)	第 30 号の 3
47.	防災対策携帯移動地球局	第 30 号の 4
48.	ルーラル加入者無線	第 31 号
49.	デジタル空港無線通信用陸上移動局 (設備規則第 49 条の 15 の 2 第 1 項)	第 39 号
50.	航空移動衛星通信システム	第 46 号
51.	WiMAX 用基地局等	第 49 号
52.	WiMAX 用陸上移動局	第 51 号
53.	次世代PHS 用基地局等	第 53 号
54.	次世代PHS 用陸上移動局	第 54 号
55.	次世代PHS 用陸上移動局 (eMTC 対応)	第 54 号の 4
56.	NR-BWA 用陸上移動局	第 54 号の 6

(3) その他：120 種別【電波法第 38 条の 2 第 1 項第 3 号】

特定無線設備の種別	証明規則第 2 条
1. SSB	第 1 号の 9

2. デジタル	第1号の10
3. F3E等	第1号の11
4. 特定ラジオマイク	第1号の12
5. デジタル特定ラジオマイク	第1号の12の2
6. 海上用DSB	第1号の13
7. SSB	第1号の14
8. F3E等	第1号の15
9. 無線標定	第2号
10. ラジオ・ブイ	第2号の2
11. 気象援助局	第3号の2
12. 簡易無線	第4号の2
13. 無線操縦用簡易無線	第4号の4
14. デジタル簡易無線局	第4号の5
15. デジタル簡易無線局（キャリアセンスを備え付けているもの）	第4号の6
16. 920MHz帯陸上移動局	第4号の7
17. 50GHz帯CR	第5号
18. 構内無線	第6号
19. 920MHz帯構内無線局（キャリアセンスを備え付けているもの）	第6号の2
20. 920MHz帯構内無線局（空間伝送型ワイヤレス電力伝送システム用）	第6号の2の2
21. 2450MHz帯構内無線（周波数ホッピング方式を用いるもの）	第6号の3
22. 携帯無線通信陸上中継移動局等	第10号
23. 携帯無線通信陸上中継移動局等（ガードバンドモード対応）	第10号の2
24. W-CDMA方式携帯無線通信用基地局等	第11号の5
25. CDMA2000方式携帯無線通信用基地局等	第11号の6
26. W-CDMA方式携帯無線通信用フェムトセル基地局	第11号の6の2
27. CDMA2000方式携帯無線通信用フェムトセル基地局	第11号の6の3
28. W-CDMA方式携帯無線通信用屋内小型基地局	第11号の6の4
29. CDMA2000方式携帯無線通信用屋内小型基地局	第11号の6の5
30. W-CDMA（HSDPA）方式携帯無線通信用基地局等	第11号の9
31. CDMA2000（1xEV-DO）方式携帯無線通信用基地局等	第11号の10
32. W-CDMA（HSDPA）方式携帯無線通信用フェムトセル基地局	第11号の10の2
33. CDMA2000（1xEV-DO）方式携帯無線通信用フェムトセル基地局	第11号の10の3
34. W-CDMA（HSDPA）方式携帯無線通信用屋内小型基地局	第11号の10の4

35. CDMA 2000 (1x EV-DO) 方式携帯無線通信用屋内小型基地局	第 11 号の 10 の 5
36. TD-CDMA 方式携帯無線通信用基地局等	第 11 号の 13
37. TD-SCDMA 方式携帯無線通信用基地局等	第 11 号の 14
38. XGP (2GHz TDD) 用基地局等	第 11 号の 16
39. MBTTD 625k-MC (2GHz TDD) 用基地局等	第 11 号の 18
40. LTE 用基地局等	第 11 号の 20
41. LTE 用フェムトセル基地局	第 11 号の 20 の 2
42. LTE 用屋内小型基地局	第 11 号の 20 の 3
43. LTE 用基地局 (NB-IoT ガードバンドモード対応)	第 11 号の 20 の 4
44. LTE 用フェムトセル基地局 (NB-IoT ガードバンドモード対応)	第 11 号の 20 の 5
45. LTE 用屋内小型基地局 (NB-IoT ガードバンドモード対応)	第 11 号の 20 の 6
46. TD-LTE 用基地局等	第 11 号の 22
47. TD-LTE 用フェムトセル基地局	第 11 号の 23
48. TD-LTE 屋内小型基地局	第 11 号の 24
49. モバイル WiMAX (2GHz TDD) 用基地局等	第 11 号の 27
50. UMB (2GHz TDD) 用基地局等	第 11 号の 28
51. TD-5G-NR (Sub6 帯) 用基地局	第 11 号の 29
52. TD-5G-NR (準ミリ波帯) 用基地局	第 11 号の 31
53. FDD-5G-NR 用基地局	第 11 号の 33
54. アマチュア無線	第 12 号
55. 加入者系多方向用基地局	第 15 号
56. 加入者系対向用移動局	第 15 号の 3
57. テレメータ用等の固定局	第 16 号
58. 非常警報用固定局	第 17 号
59. 22GHz 帯固定局	第 18 号
60. 5GHz 帯無線アクセスシステム用基地局	第 19 号の 5
61. 5GHz 帯無線アクセスシステム用基地局 (0.2μW 以下)	第 19 号の 6
62. 5GHz 帯無線アクセスシステム用陸上移動中継局	第 19 号の 7
63. 5GHz 帯無線アクセスシステム用陸上移動中継局 (0.2μW 以下)	第 19 号の 8
64. 800MHz 帯デジタル MCA (指令局)	第 20 号の 2
65. 高度 MCA (制御局)	第 20 号の 4
66. PHS 基地局	第 23 号
67. PHS 中継局	第 23 号の 2
68. PHS 試験局等	第 23 号の 3
69. 38GHz 帯固定局	第 24 号
70. RZSSB	第 25 号
71. 狭帯域デジタル	第 25 号の 4

72. 車両感知用無線標定陸上局	第 26 号
73. 道路交通情報ビーコン	第 27 号
74. 設備規則第 48 条第 1 項のマグネトロンレーダー（第 3 種レーダー）	第 28 号の 3
75. 設備規則第 48 条第 1 項の固体素子レーダー（第 3 種レーダー）	第 28 号の 4
76. 設備規則第 48 条第 3 項のマグネトロンレーダー（第 4 種レーダー）	第 29 号
77. 設備規則第 48 条第 3 項の固体素子レーダー（200mW 以下）（第 4 種レーダー）	第 29 号の 2
78. 60GHz 帯高速無線回線用基地局	第 31 号の 2
79. 60GHz 帯高速無線回線用多方向陸上移動局	第 31 号の 3
80. 60GHz 帯高速無線回線用対向陸上移動局	第 31 号の 4
81. 80GHz 帯高速無線伝送システム	第 31 号の 5
82. 狭域通信システム用基地局	第 33 号
83. 市町村デジタル防災無線通信用固定局	第 38 号
84. デジタル空港無線通信用陸上移動局（陸上移動局相互間により直接通信を行えるもの）	第 40 号
85. 18GHz 帯基地局等（周波数分割復信方式又は時分割復信方式）	第 41 号
86. 18GHz 帯陸上移動局（4 相位相変調等）	第 42 号
87. 18GHz 帯基地局・陸上移動中継局（信号伝送速度：6 メガビット以上）	第 43 号
88. 18GHz 帯電気通信業務用固定局	第 44 号
89. 1500MHz 帯電気通信業務用固定局	第 48 号
90. W i M A X 用基地局等	第 49 号
91. W i M A X 用フェムトセル基地局	第 52 号の 2
92. W i M A X 用屋内小型基地局	第 52 号の 3
93. 次世代 P H S 用基地局等	第 53 号
94. 次世代 P H S 用フェムトセル基地局	第 54 号の 2
95. 次世代 P H S 用屋内小型基地局	第 54 号の 3
96. NR-BWA 用基地局	第 54 号の 5
97. 地上デジタルテレビジョン放送のギャップフィルラー	第 57 号
98. 地上デジタルテレビジョン放送のギャップフィルラー（CATV 網等接続型）	第 57 号の 2
99. エリア放送用地上一般放送局	第 57 号の 3
100. 超短波放送のギャップフィルラー	第 57 号の 4
101. 簡易型船舶自動識別装置（簡易型 A I S）	第 58 号
102. 国際 V H F（固定型）	第 59 号
103. 国際 V H F（携帯型）	第 60 号
104. 200MHz 帯広帯域移動無線通信用基地局等	第 61 号

105. 200MHz 帯広帯域移動無線通信用基地局等（周波数インターリーブを行うもの）	第 61 号の 2
106. 200MHz 帯広帯域移動無線通信用陸上移動局等	第 62 号
107. 200MHz 帯広帯域移動無線通信用陸上移動局等（周波数インターリーブを行うもの）	第 62 号の 2
108. 700MHz 帯高度道路交通システム基地局	第 63 号
109. 23GHz 帯無線伝送システム陸上移動局	第 65 号
110. 23GHz 帯無線伝送システム固定局	第 66 号
111. 11GHz 帯・15GHz 帯固定局	第 67 号
112. 携帯用位置指示無線標識	第 68 号
113. 6.5GHz 帯・7.5GHz 帯陸上移動局	第 69 号
114. 電気通信業務用固定局	第 70 号
115. 6.5GHz 帯・7.5GHz 帯固定局	第 71 号
116. 無人移動体画像伝送システム	第 72 号
117. 5.2GHz 帯高出力データ通信システムの基地局	第 73 号
118. 5.2GHz 帯高出力データ通信システムの陸上移動中継局	第 74 号
119. 150MHz 帯 VHF データ交換装置	第 76 号
120. 400MHz 帯デジタル船上通信設備	第 77 号